

要　請　書

令和2年11月20日

全国土地改良事業団体連合会
都道府県土地改良事業団体連合会

要　請　書

農村では、都市に先駆け高齢化や人口減少が進んでおり、農業従事者の高齢化、減少等により、農地、農業用水等の管理や営農の継続が困難になる等の課題に直面している。こうした中で、本年三月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、

農業を魅力ある産業として担い手に引き継いでいくためには、農地の集積・集約、農地の大区画化・汎用化等の農地整備や適時適切な農業水利施設等の維持・更新が不可欠である。

また、全国各地で農業水利施設等の老朽化が進行する中、令和元年八月の豪雨災害、同年の台風第十九号による災害、令和二年七月豪雨災害等、大規模地震や豪雨災害が頻発しており、国民の生命と財産を守るために、農村地域の防災・減災対策等の国土強靭化を推進する必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、我が国のサプライチェーンの再構築の一環として特に重要な食料安全保障確立の観点から、日本の食料生産を支えている農地、農業用水等の農業生産基盤を維持し、国民の不安を解消していかなければならない。

水土里ネットには、先人のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地、農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していく責務があり、水土里ネットが有する技術、経験、水土里情報システムなど持てる能力を最大限に発揮するため、その体制強化が喫緊の課題となっている。

一方、近年の土地改良に関する法制度については、平成二十九年、三十年に土地改良法が改正され、農地中間管理機構と連携した農業者の費用負担を求めるない農地整備事業や、ため池等の耐震化を迅速に進める事業等が創設されるとともに、土地改良区の運営基盤の強化を図る見直しが講じられた。また「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年七月から、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が令和二年十月から施行されたところである。

このような状況下において、土地改良関係予算は、「闘う土地改良」の下、組織一丸となって様々な活動を行った結果、令和元年度補正予算、令和二年度当初予算において臨時・特別の措置を含め、六千五百十五億円が確保された。引き続き、計画的・安定的な事業実施のため、現場のニーズに応えられる規模の予算の確保が必要である。

全国の水土里ネットは、果たすべき役割を強く認識し、女性の能力を活用しつつ、農業農村の振興に積極的な貢献を果たしていく覚悟であり、「闘う土地改良」の下、一致団結して、次の事項の実現を国に強く要請する。

記

- 一 農林水産業は国の基であり、土地改良はその根幹を成すものである。土地改良事業の計画的・安定的な推進のため、令和三年度当初予算について、現場のニーズに応えられるよう、必要な予算を確保すること。また、令和二年度補正予算についても、十分な予算措置を講じること。
- 二 大規模災害からの復旧・復興を早急に進めること。その際、原形復旧に止まらず、再度災害防止の措置を講じること。
- 三 農業の競争力強化のため、高収益作物の導入、農地集積・集約化を促す農地の大区画化・汎用化と水田の畠地化を一層推進すること。
- 四 農村地域の国土強靭化のため、老朽化した農業水利施設の長寿命化、豪雨・耐震化対策等を一層推進すること。
特に、令和三年度以降の国土強靭化対策については、これまでの三か年緊急対策の内容の拡充を図り、中長期的かつ明確な見通しのもと、令和三年度からの五か年の計画とし、別枠で大幅な当初予算規模の拡充を図ること。
- 五 改正土地改良法の適切な運用を図るため、その普及啓発に努めること。また、複式簿記の導入など土地改良区の運営基盤の強化に対する支援を、土地改良区の声に真摯に耳を傾けて推進すること。
- 六 豪雨災害の頻発・激甚化、農業用ダムの洪水調節機能の強化、農業構造や営農形態の変化に適切に対応できるよう、農業水利施設の維持管理に関する支援を強化すること。

- 七 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、技術的、財政的支援とともに十分な地方財政措置を講じ、農業用ため池の防災対策をソフト・ハード両面にわたって強力に推進すること。
- 八 ため池の決壊や排水施設の溢水等により、住民の生命・財産への被害が生じていることに鑑み、令和二年度に創設された緊急浚渫推進事業の対象に防災重点農業用ため池や基幹的な農業水利施設を追加すること。
- 九 農業用ダムの洪水調節機能の強化に当たっては、ダム管理者及び関係利水者の過度な負担とならない取組とともに、必要な支援措置を講じること。
- 十 多面的機能支払制度による農地や水路、農道等の共同活動等を推進するため、十分な予算の確保とともに運営体制の強化を図ること。また、取組を一層発展されるため、水土里ネットが有する技術、経験など持てる能力を十分活用できる支援措置を講じること。
- 十一 少子高齢化・人口減少により集落の衰退が現実のものとなりつつあり、また、生活インフラは老朽化し自然災害にも脆弱な状況にある。一方で、新型コロナウイルス感染症の教訓により、農村居住やリモートワーク、農泊といった農村の価値が改めて高く評価されている。これらを踏まえ、農村における生活環境の維持・向上を図るとともに、都市・農村の交流・関係人口の増大を図るため、集落排水施設、農道・集落道や情報通信環境といった農村インフラの整備・統廃合や長寿命化・強靭化を推進すること。
- 十二 新型コロナウイルス感染症が再拡大するリスクに備えて、必要に応じ、農業水利施設の維持管理に関するセーフティーネットを構築すること。

要請者名簿

全国土地改良事業団体連合会

会長 二階 俊博
副会長 高貝 久遠
副会長 義經 賢二

都道府県土地改良事業団体連合会

北海道	会長 尾田 則幸	滋賀県	会長 家森 茂樹
青森県	会長 野上 憲幸	京都府	会長 藤原 秀夫
岩手県	会長 小田島峰雄	大阪府	会長 若林 主治
宮城県	会長 伊藤 康志	兵庫県	会長職務代理者
秋田県	会長 高貝 久遠		副会長 井上 英俊
山形県	会長 佐貝 全健	奈良県	会長 奥野 信亮
福島県	会長 車田 次夫	和歌山県	会長 二階 俊博
茨城県	会長 葉梨 衛	鳥取県	会長 榎本 武利
栃木県	会長 佐藤 勉	島根県	会長 長岡 秀人
群馬県	会長 熊川 栄	岡山県	会長 石井 正弘
埼玉県	会長職務代理者	広島県	会長 木山 耕三
	副会長 吉田 昇	山口県	会長 北村 経夫
千葉県	会長 林 和雄	徳島県	会長 岡本 芳郎
東京都	会長 山下 奉也	香川県	会長 大山 茂樹
神奈川県	会長 間宮 恒行	愛媛県	会長 篠原 実
山梨県	会長 内藤 久夫	高知県	会長 桑名 龍吾
長野県	会長 藤原 忠彦	福岡県	会長 新川 久三
静岡県	会長 伊東 真英	佐賀県	会長 田島 健一
新潟県	会長 三富 佳一	長崎県	会長 古川 隆三郎
富山県	会長 堂故 茂	熊本県	会長 荒木 泰臣
石川県	会長 西村 徹	大分県	会長 義経 賢二
福井県	会長 山崎 正昭	宮崎県	会長 丸目 賢一
岐阜県	会長 藤原 勉	鹿児島県	会長 宮路 高光
愛知県	会長 中野 治美	沖縄県	会長 古謝 景春
三重県	会長 亀井 利克		